

令和3年度 おいしい山形空港 ワークーション実施企業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、新たな航空需要の創出を目的として、おいしい山形空港を利用し、山形県内でワークーションを実施する県外企業・団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、ワークーションとは、都市部等に在住する企業人材やフリーランス等が、普段の職場とは異なる場所で、テレワークや企業研修・会議等「仕事」を行いながら「休暇」と両立する柔軟な働き方をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 山形＝羽田便、山形＝伊丹便、山形＝名古屋便又は山形＝札幌便を往復利用すること。
- (2) 山形県内に2泊3日以上滞在すること。
- (3) 参加人数が原則3名以上であること。
- (4) 滞在期間中及び滞在期間後、当該事業に係る情報発信を行い、山形県の魅力周知及び山形空港の利用拡大に資する広報宣伝に努めること。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の補助対象事業者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 県外に本社、本店又は本部を置く企業または団体であること。
- (2) 役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的勢力に該当する者でないこと。
- (3) 事業実施前日までに、新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、14日以上経過していること、又は事業実施日3日前以降に実施したPCR検査もしくは抗原定量検査による結果が陰性であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、次の表のとおりとする。ただし、交付決定の前に発生した経費は対象外とする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
補助対象事業の実施に要する経費のうち、ワークーション実施者の航空運賃又はツアー代金	定額補助	150千円 (1人あたり1万5千円)

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、次の各号の書類を添付し、原則として事業実施の20日前までに、協議会に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号（その1））
- (2) 収支予算書（様式第2号（その2））
- (3) (1)の事業計画書に規定する書類

2 補助対象者は、前項の申請のほか、事業実施前日までに、新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、14日以上経過していることが分かる書類の写し、又は事業実施日3日前以降に実施したPCR検査か抗原定量検査による結果が陰性であることが分かる書類の写しを提出するものとする。

- 3 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

- 第7条 協議会は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、原則として10日以内に補助金の交付決定を行い、補助対象者に通知するものとする。
- 2 協議会は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
 - 3 協議会は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

- 第8条 補助対象者は、補助事業等の内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ、事業計画変更届（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。
- (1) 補助対象経費の30%以内の減額又は交付決定額の変更を伴わない増額をする場合
 - (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をする場合

（補助事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助対象者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合には、あらかじめ、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を協議会に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

- 第10条 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由を記載した補助事業遅延等報告書（様式第5号）を協議会に提出し指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第11条 補助対象者は、実績報告書（様式第6号）に次項の書類を添付し、補助事業完了後30日を経過する日までに協議会に提出するものとする。
- (1) 事業報告書（様式第2号（その1））
 - (2) 収支精算書（様式第2号（その2））
 - (3) (1)の実績報告書に規定する書類
- 2 補助対象者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第3項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第12条 協議会は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査により交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。
- 2 前項において確定しようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(支払い)

第13条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 協議会は、補助対象者が、次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 事業実施前日までに、新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、14日以上経過していることが分かる書類の写し、又は事業実施日3日前以降に実施したPCR検査か抗原定量検査による結果が陰性であることが分かる書類の写しの提出が無いとき。
- (3) この要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに協議会に報告しなければならない。

- 2 協議会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付等)

第16条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。